



Title	菅原道真と遣唐使（一）：「請令諸公卿議定遣唐使進止状」「奉勅為太政官報在唐僧中瓘牒」の再検討
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	詞林. 2019, 65, p. 17-30
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71477
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

菅原道真と遣唐使（二）

—「請令諸公卿議定遣唐使進止狀」「奉勅為太政官報在唐僧中瓘牒」の再検討—

滝川 幸司

はじめに—問題の所在—

菅原道真が派遣可否の再検討を請うた状によつて遣唐使が廃止されたのではなく、その後も遣唐使派遣が模索されながら、結局、唐が滅亡してしまい、新たな発遣が行われず、結果的に遣唐使自体が終焉した、というのが、近年の寛平の遣唐使に関する見方であろう。

この経過中、道真が遣唐使再検討の状を提出したのは、道真自身が渡唐を不安に思つていたからだとする説がある。それは道真の作品に根拠を置いている。しかし、遣唐使計画が存続し、道真自身も長く遣唐大使の肩書きを用いていたわけで、その事実と道真の不安にはどのような整合性を図ることができるだろうか。また、遣唐使計画が存続していたことを示す資料として、副使紀長谷雄の作品を取り上げる論者もある。これらは、遣唐大使、副使という当事者が、渡唐への心情を漢詩文に記したと考えているのである。史家による論述

だが、それが認められるなら、実際に遣唐使に赴いた、しかも、遣唐使を率いる立場の人間が残した心情として貴重であろう。しかし、渡唐への心情を描いた作品として理解すべきか、漢文学研究の立場から再検討の必要がある。

その前に、遣唐使関連に関わる道真の二篇の文章を確認しておくる。現在史家によつてほぼ一定の解釈が与えられており、私見でも全体の概要や遣唐使の経緯に関しては特に異見はない。しかし、漢文として読めば、もう少し具体的に読解ができる部分がある。道真らの詩文の内容を再検討するにしても、その前提としてこれらの文章を読み解く必要があろう。本稿ではまずこの二篇を再検討する。道真らの漢詩文については次稿に譲りたい。

一、道真の文章—原文・訓読・通釈—

寛平の遣唐使の基礎資料は、道真による二篇の文章である。「請令諸公卿議定遣唐使進止狀」(『菅家文草』卷九。以下「状」)

と略記)、「奉勅為太政官報在唐僧中瓘牒」(同卷十。以下「牒」と略記)で、前者は、寛平六年九月十四日、後者は、同年七月二十二日の日付を持つ。以下、これらを読解するが、既に、増村宏「遣唐使の停廃について」(第一章 菅家文草の史料、第二章 遣唐使停廃の諸説—早期の諸説)、第三章 遣唐使停廃の諸説—後期の諸説)、第四章 遣唐使停廃の諸説—鈴木靖民氏の論説)」(『遣唐使の研究』同朋舎出版・一九八八年、一九七五(七六年)初出)、石井正敏^a「いわゆる遣唐使の停止について」(『石井正敏著作集2 遣唐使から巡礼僧へ』勉誠出版・二〇一八年、一九九〇年初出)、石井b「寛平六年の遣唐使計画について」(同前、二〇一一年初出)、渡邊誠「寛平の遣唐使派遣計画の実像」(史人5・二〇一三年)が詳細な読解を行っている。特に石井b、渡邊には訓読・通釈も付されている。これらの成果に基づきつつ読解した結果を以下に掲げ、先行研究と私見の相違についてそれぞれ検討する。なお、解釈に関する先行研究は、増村、石井bに詳細な紹介と検討がある。参照されたい。

二篇文章の原文・訓読・通釈をあげる。

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右、臣某、謹みて在唐僧中瓘の去年三月商客王訥等に附録記、大唐凋弊、載之具矣。更告不朝之間、終停入唐之人。中瓘、雖區區之旋僧、為聖朝尽其誠。代馬越鳥、豈

非習性。臣等伏檢旧記、度度使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者。唯未見至唐有難阻飢寒之悲。如中瓘所申報、未然之事、推而可知。臣等伏願、以中瓘錄記之状遍下公卿博士、詳被定其可否。國之大事、不獨為身。且陳款誠、伏請处分。謹言。

寛平六年九月十四日 大使參議勘解由次官從四位下兼守左大弁行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某

右、臣某、謹みて在唐僧中瓘の去年三月商客王訥等に附して到る所の錄記を案ざるに、大唐の凋弊、之を載すること具さなり。更に不朝の間を告げ、終に入唐の人を停めしめむとす。中瓘、区区たる旋僧なりと雖も、聖朝の為に其の誠を尽くす。代馬越鳥、豈習性に非ざらむや。臣等伏して旧記を檢するに、度度の使等、或いは海を渡りて命に堪へざる者有り、或いは賊に遭ひて遂に身を亡ぼす者有り。唯未だ唐に至りて難阻飢寒の悲有るを見ず。中瓘の申報する所の如きは、未だ然ざる事、推して知るべし。臣等伏して願はくは、中瓘の錄記の状を以て、遍く公卿・博士に下し、詳らかに其の可否を定めて、聞ることを。國の大事にして、独り身の為ならず。且く款誠を陳べ、伏して处分を請はむ。謹言。

寛平六年九月十四日 大使參議勘解由次官從四位下兼
守左大弁行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某

諸公卿に遣唐使の進止を議定させることを請う状

記録の状を、広く公卿・博士に下して、詳細にその可否を定めることです。これは国家の重大事で、我が身のためにするのはございません。ひとまず「我が」誠実さを述べまして、伏して処置を請います。謹言。

右について、臣某が、謹んで、在唐僧中瓘が去年三月に

商客の王訥等に託して「日本に」到着した所の記録を勘案いたしますと、大唐の衰えについて、これを記載する

こと詳細でございます。「中瓘は」その上に不朝（朝貢

していない）の問い合わせを知らせますが、最後には入唐の人（遣唐使）を止めさせようとしております。中瓘は、取

るに足りない旋僧ではありますけれども、我が宇多天皇

のためにその誠実さを尽くしているのでございます。代

馬・越鳥が故郷を思うのは、どうして習性でないことが

ありますか「中瓘がこのような録記を送ってきたの

は、代馬越鳥のように故郷を思うからであります」。臣

等が伏して古い記録を検討いたしましたところ、度々の

使等は、あるいは海を渡つて命が持ち堪えられない者が

おり、あるいは賊に遭つて身を滅ぼす者がおりました。

ただ、唐に到着して、危難と険阻、飢えと寒さの悲しみ

「に遇うこと」はまだございませんでした。「従つて」中

瓘の申し伝えることが、まだこれまでに起こつていない

事（これから起ころ可能性があること）なのは、推して

知るべきなのです。臣等が伏して願いますには、中瓘の

奉勅為太政官報在唐僧中瓘牒

太政官牒在唐僧中瓘 報上表狀

牒。奉勅省中瓘表悉之。久阻兵亂、今稍安和。一書數行、先憂後喜。腦源茶等准狀領受。誠之為深、溟海如淺。來

狀云、温州刺史朱褒、特發人信、遠投東國。波浪眇焉、雖感宿懷、稽之旧典、奈容納何。不敢固疑。中瓘消息、

事理所至、欲罷不能。如聞、商人說大唐山事之次多云、賊寇以來、十有餘年、朱褒獨全所部、天子特愛忠勤。事之

勞也、雖得由緒於風聞、苟為人君者、孰不傾耳以悅之。

儀制有限、言申志屈。迎送之中、披陳旨趣。又頃年頻災、

資具難備。而朝議已定。欲發使者、弁整之間、或延年月。

大官有問、得意叙之者、准勅牒送。宜知此意。沙金一百

五十小両、以賜中瓘。旅庵衣鉢、適支分銖。故牒。

寛平六年七月廿二日左大史云々

勅を奉^{うけたま}はりて太政官の為の在唐僧中瓘に報^{むか}ゆる牒

太政官在唐僧中瓘に牒す 上表に報ゆる状

牒す。勅を奉はりて中瓘の表を省^みるに之を悉くせり。久

しく兵乱に阻まれ、今稍安和す。一書数行なるも、先に憂ひ後に喜ぶ。腦源茶等状に准じて領受す。誠の深き為るや、溟海も浅きが如し。来状に云ふ、「温州刺史朱褒、特に人信を發して、遠く東国に投ぜむとす」と。波浪眇焉にして、宿懷に感ずと雖も、之を旧典に稽ふるに、容納を奈何せむ。敢へて固疑せず。中瓘の消息、事理至る所なるも、罷めむと欲すれども能はず。如聞、商人大唐の事を説く次に多く云ふ、「賊寇以来、十有餘年、朱褒独り所部を全うし、天子特に忠勤を愛す」と。事の髣髴たるや、由緒を風聞に得たりと雖も、苟くも人君為る者、孰か耳を傾けて以て之を悦ばざらむや。儀制に限り有り、言申ぶるも志屈す。迎送の中、旨趣を披陳せむ。又頃年頻りに災あり、資具備へ難し。而るに朝議已に定まり。使者を發せむと欲するも、弁整の間、或いは年月を延べむ。大官に問有らば、意を得て之を叙べよ、てへれば、勅に准じて牒送す。宜しく此の意を知るべし。沙金一百五十小両、以て中瓘に賜ふ。旅庵衣鉢、適に分銖を支へよ。故に牒す。

寛平六年七月廿二日左大史云々

勅を承つて、太政官の為の、在唐僧の中瓘に答える牒
太政官が在唐僧の中瓘に牒を送る　〔中瓘の〕上
表に答える状

牒を送る。勅を承つて中瓘の表（錄記）を見て、その内容を詳しく理解した。久しい間、兵乱に隔てられていたが、今は少し落ち着いたようだ。「それで錄記を送つてきたのだ」。「中瓘の錄記は」一書数行であるが、先に憂い後に楽しむ「という天子への思いを述べている」。「ともに送つてきた」脳源茶等も状に准じて受領した。「中瓘の誠の深さは、大海も浅く思えるほどである」。「中瓘の」来状（錄記）にいうところでは、「温州刺史朱褒は、特別に使者を發遣し、遠く東国（日本）に送ろうとしている」という。「唐と日本は」大波を隔てて遙か遠く、「朱褒の」宿願に「我々は」心を動かすけれども、このことを旧典に尋ねてみると、「使者を」受け入れることはどううしてできようか。「しかし朱褒の宿願については」決して疑わない。中瓘の書状は、「遣唐使停止について」道理を尽くしているが、「我々は、遣唐使派遣を」止めようとしても止められない。聞くところによれば、商人が大唐のこと説く際に多く云うことには、「賊（黄巢の乱）以来、十年餘、朱褒だけが部署を全うし、天子が特にその忠勤を慈しんでいらっしゃる」と。「朱褒に関する」事がはつきりしないのは、噂によつてその來歴を得たからだけれども、仮にも君主たる者は、誰が耳を傾けて悦ばないことがあらうか。礼式・制度（旧典）に制限があり、「我々の」言葉は伸びやかだが、志は届

している。「朱褒の使者がやつてきた場合、使者を」送迎する間に、この趣旨を弁明しよう。またこの数年頻りに災厄が起り、日常の具ですら準備が難しい。しかし、朝廷の議では既に「遣唐使派遣は」決定している。使者（遣唐使）を発遣しようと願っているが、「準備を」整える間、あるいは「発遣の」年月が延期されることがある。大官（朱褒）が問うことがあれば、「我々の」趣旨を理解してこの事情を述べよ、ということであるから、勅に準じて牒を送つて通知する。この趣意を承知するよう。砂金百五十小両を、中瓘に賜う。旅宿や衣鉢などの用具に、わずかではあるが支えとせよ。特別に牒を送る。

二、読解に関する諸問題

1 「状」について

「状」については、細かな部分だが、「聖朝」の解釈について疑問がある。石井ひは「日本」、渡邊はそのまま「聖朝」と訳しているが、これは、今の天子の時代を尊んでいう、または、天子そのものを指す。ここは後者で、当代、宇多天皇をいう。後漢の陳琳「檄吳將校部曲文」（『文選』卷四十四）に「聖朝寬仁覆載、允信允文。大啓爵命、以示四方」（聖朝は寛仁覆載にして、允に信にして允に文なり。大いに爵命を啓きて、以て四方に示す）とあるのが古い例で、この「聖

朝」は後漢の獻帝を指す。⁽⁵⁾

この「状」からは、昨年三月に王訥に託された中瓘の「錄記」がもたらされたこと、その「錄記」には「大唐の凋弊」が詳細に記されていたことがわかる。さらに「不朝之間」（遣唐使を発遣しない間）を告げる者がいるが、中瓘は「入唐之人」（遣唐使）を停止した方がいいと伝えたのである。「不朝の問」を発したのは、「牒」によれば、温州刺史朱褒である。

つまり、中瓘の「錄記」は、朱褒からの「不朝の問」を伝えたのだが、中瓘自身は「大唐の凋弊」を詳細に記した上で、入唐は停止すべきとの意見を告げたのである。道真は、「旧記」を調べてみたところ、唐に着く以前はともかく、唐に入つてからは安全であったが、中瓘の伝えてきた内容は、それまでとは異なる事情であり、この新しい中瓘の情報を共有して、公卿・博士に遣唐使進止の可否を再検討して欲しいと願うのである。

この「状」執筆以前、中瓘の「錄記」が届いた後、それに応えたのが「牒」である。中瓘の「錄記」は、「状」によれば、「去年三月」に王訥に託されたが、日本に到着したのは、翌寛平六年五月である。そして、これに対する「牒」が出されたのが、七月二十二日で、「牒」によれば、その間に遣唐使派遣が決定されていた。

続いて、「牒」について、先行研究と私見が異なる部分を検討しよう。

2 「牒」について

a 「省中瓘表悉之。久阻兵乱、今稍安和」

「省中瓘表悉之⁽⁸⁾」について、先行研究では特に言及されないが、「省々悉之」は、～を見て、それを詳しく理解したの意。中瓘の表を見たところ内容を詳しく理解した、そこでいうの

だが……、という文脈である。同様の構文は勅答などに見える。

貞觀十四年十月十日、藤原基經が、故良房の封邑を辞す表を提出したが、それを承けて「勅答曰、省表悉之。故太政

大臣忠仁公、保養朕躬、不訓苦切」（勅答に曰はく、表を省

るに之を悉くせり。故太政大臣忠仁公、朕が躬を保養し、丕

訓すること苦だ切なり）とある（『日本三代実録』）。基經の「表」

を見て、その内容を十分に知った、そこでいうのだが、故太

政大臣忠仁公は、私を保養し、大きな教えを垂れること甚だ

懇ろであった、という。次は近似した例。貞觀十五年四月十

六日、左大臣源融が食封千戸を返還することを請う表を提出

したが、それを承けた勅答は「來表悉之。朕、仰懸玄鑒、

俯愧蒼生。所憑者輔弼忠良、所渴者苦言切諫」（來表之を悉

くせり。朕、仰ぎて玄鑒に懃ぢ、俯して蒼生に愧づ。憑む所

は輔弼・忠良にして、渴ふ所は苦言・切諫なり）と始まる（同前）。この勅答は道真の作である（『菅家文草』卷八）。届け

られた表の内容を十分承知した、そこでいうのだが、朕は、

仰いでは優れた見識に恥ずかしく思い、臥しては人びとに恥

ずかしく思う、頼りにするのは輔弼、忠良の臣であり、願う

ところは、苦言や諫言である、という。

こうした例を見れば、「省々悉之」は、送られた文書の内容を承知したことをいい、その上で、文書を受け取った側の見解を述べる文脈である。文書を承けて、相手を称揚する場合もあれば、自身を卑下する場合もある。

「牒」と同じく外交に関わる例もある。天長三年五月十五日、渤海王に天皇が出した詔書（『類聚国史』卷百九十四・渤海下）

には、「使承祖等、転送在唐學問僧靈仙表物來。省啓悉之。

載深嘉慰。王、信確金石、操貞松筠」（使の承祖等、在唐學

問僧靈仙の表物を転送し来る。啓を省るに之を悉くせり。

載⁽⁹⁾ち嘉慰を深くす。王、信の確たること金石にして、操の

貞なること松筠なり）とある。渤海國使の高承祖が、在唐僧

靈仙の「表物」を転送してきた。渤海王の「啓」も当然もたらされたのだが、渤海王が伝えることは、その啓を見て十分

承知した、という。啓を受け取って、「嘉慰」を深くし、そ

して、渤海王の、「金石」にも匹敵するほど「確」い「信」、「松

筠」のように変わらない貞節のある「操」を称える。

本「牒」は、太政官の立場で書かれているので、以上の例

を勘案すれば、「省中瓘表悉之」に続く「久阻兵乱、今稍安和。

……」は、「中瓘表」（録記）を受け取り、その内容を詳細に

知った、太政官の見解が述べられていることになろう。

「久阻兵乱、今稍安和」は、増村以下、「中瓘表」の文言であつたと理解している。石井b、渡邊も、この部分を解釈す

る際、「」で括り、「表」からの引用だと考へてゐるようだ。⁽⁹⁾しかし、前掲の用例から判断すれば、この箇所に、受け取つた文書を引用することはない。文書を受け取つた側の見解が述べられるのである。但し、「兵乱」と記される以上、当時日本ではこうした騒ぎは起つていなかつたので、唐の情勢を指すことになろう。「今稍安和」は、通説では、唐の「兵乱」が今は「安和」となつたとするが、そうなると、「状」の「[中]瓘の書状は」大唐の凋弊、之を載すること具さなり」と矛盾する。「同じ中瓘の報告にもとづいて、唐の国内情勢の判断は、樂觀・悲觀の両様に立てられてゐる」⁽¹⁰⁾ことになる。これに対して、増村「菅家文草の史料」は、「牒」が「[在唐僧中瓘]個人にあてた太政官牒であるが、中瓘の背後にあつて、中瓘と接触することが当然予想される「大官」の存在を十分に意識した、いわば対外的性格を持つた文書」で、「状」が「公卿博士による遣唐使発遣の再検討を奏請してゐる国内文書」であるという、性格の相違に理由を求めてゐる。しかし、文書の性格の相違が、唐の情勢理解の違ひとなるのか、疑問である。

この矛盾の解消には、「安和」の解釈を再検討すべきである。「兵乱」は唐の情勢を示すとしても、「安和」は唐ではなく、中瓘の情況を指すのではないか。つまり、兵乱に阻まれて、我々から隔たれているが、今、中瓘はやや落ち着いたようだ、と、太政官側の見解が述べられていると理解すべきではない

かということである。「安和」は、道真に「朕之砭石、朕之股肱、豈岡らむや股肱をして安和せざらしめ、砭石の治撰する所と為らむを」（答太政大臣謝内為病賜二度者免罪人甲勅『菅家文草』卷八）と、太政大臣基経が病にあることを「安和ならず」と表現するように、人間の状態にも用いる。『高野雜筆集』に収められる、永忠から空海宛かと推測される書簡（20）に「惟動用安和」（惟ひみるに動用安和ならむ）と、空海の「動用」（動靜）が「安和」であろうという。これも参考になろう。つまり、「牒」の「久阻兵亂、今稍安和」は、兵乱が続いているが、今、中瓘は少し落ち着く情況となつた、だから「錄記」も送ることができたようだ、という太政官側の見解を示すのではないか。そのように理解すれば、先に検討した勅答の文脈・構文とも合う。

b 「一書數行、先憂後喜」

この箇所も私見は異なる。ここは、前掲渤海王への勅答で、渤海王の「信」と「操」を称えた文脈に近い。「一書數行」は中瓘の「錄記」を指す。「先憂後喜」は、中瓘の、天子に仕える心情を表して、中瓘の「誠」を称えると考える。石井bはこの部分を「(同じ書面の中) 兵乱を伝える部分には憂い、安定してきたという箇所では喜んでいる」とし、渡邊は「(兵乱を伝える) 最初の部分では(渦中にある中瓘の身

の安全を）憂慮したが、後半では（兵乱が落ち着いて中瓘も無事ということで）喜んでいる」と解す。両説とも、前文の「兵乱」「安和」を唐の情勢との解釈して、それと連動させたのである。しかし、前文の解釋が私見では異なることは既に述べた通りで、それを踏まえて読解しなければならない。

「先憂後喜」は、恐らく次に引く『大載礼記』曾子立事に基づく。

居上位而不淫、臨事而要者、鮮不濟矣。先憂事者、後樂事。先樂事者、後憂事。

上位に居て淫せず、事に臨みて栗く者は、濟らざる鮮し。先に事を憂ふる者は、後に事を楽しむ。先に事を楽しむ者は、後に事を憂ふ。

「上位」において過度にならず、事に臨んで恐れ慎む者は、成就しないことは少ない。先に事を憂いて心配した者は、後に事を樂しみ、先に事を樂しんだ者は、後に憂う、つまり、事に臨んで恐れ慎み、先に憂えておけば、事が成就する、というのである。後文に、「天子」は「其の四海之内」を思つて「戦戰」として「父」めることができないことを「恐」れる「諸侯」は「其の四封之内」を思つて「戦戰」としてそれを「失損」することを「恐」れ、「大夫・士」は「其の官」を思つて「戦戰」として「勝」えることができないことを「恐」れるという。先に憂うとは、「天子」「諸侯」「大夫・士」らの心構えなのである。このように戦戰兢兢と慎重になることに

よつて、後に「樂」しむのである。「牒」の理解には、君主に仕える「大夫・士」の例が参考になろう。彼らは、君主のために、その官を戦戰兢兢と務めようとする。そうすることとで後の「樂」が訪れるのである。中瓘は、「大夫・士」のように「官」を持つ臣下ではないが、「状」に「聖朝の為に其の誠を尽くす」——「聖朝」（当代の天子）のためにその精誠を尽くす者と評されていた。つまり、「牒」にいう「先憂後楽」とは、中瓘の書状が、そうした中瓘の心情を伝えていると見えるのである。

「先憂後樂」そのままの例は見出しがたいが、近似した表現として、盛唐の杜甫「奉_レ謝_下口勅放_中三司推問_上状」に「無任先懼後喜之至、謹詣閣門、進狀奉謝以聞」（先懼後喜の至に任ふる無く、謹みて閣門に詣りて、状を進じ謝し奉りて以聞す）と「先懼後喜」の例がある。この「無任」之至、（以聞）の構文は、状・表によく見られる。例えば、梁の任昉「為_二褚譲議纂_一譲_二代_レ兄襲_レ封_一表」（『文選』卷三十八）に「不勝丹慊之至、謹詣闕、拜表以聞」（丹慊の至に勝へず、謹みて闕に詣りて、拜表して以聞す）と、「丹慊」（赤誠）の至りに堪えかねて、宮城に到り上表するという。初唐の李嶠「讓_二知政事_一表」の「無任慚懼屏營之至、謹詣朝堂、奉表陳讓以聞」（慚懼屏營の至に任ふる無く、謹みて朝堂に詣りて、表を奉じ讓らむことを陳べて以聞す）は、「慚懼」（恥じ恐れる）「屏營」（恐れおののく）に堪えきれず、白居易「為_二宰

相「讓レ官表」（『白氏文集』卷四十四・199）の「無任懇款屏
當之至、謹奉表、陳讓以聞」（懇款屏當の至に任ふる無く、
謹みて表を奉じて、讓らむことを陳べて以聞す）は「懇款」
(誠意)「屏當」に堪えきれず上表するのである。道真にも
「為太政大臣謝下加年官賜中隨身上第一表」（『菅家文草』
卷十）に「不任懇款屏當之至、謹修表狀、陳讓以聞」（懇款
屏當の至に任へず、謹みて表状を修し、讓らむことを陳べて
以聞す）と同様の例がある。

天子に仕える恐懼あるいは誠意に堪えきれず上表するとい
う文脈であり、「丹慊」「慚懼」「屏當」は天子へ仕える心情
を示しているのである。同じ構文で作られた杜甫の「先懼後
喜」も天子に仕える心情を表していると考えられる。

『大戴礼記』及び杜甫の例を踏まえれば、「先憂後樂」は、
中瓘の書状に見える、天子に対する心情を示した表現である
。「聖朝の為に其の誠を尽くす」、その「誠」が表されている
。この点は増村説と変わらず、筆者も同感であり、
朱褒の道理に基づく決意は固く、中止する気持ちはないよう
だ」と解す。これに対し渡邊は次のように述べる。

石井氏は、文脈上、この箇所の前後は全て朱褒に関する
話題を述べているため、ここでの「罷」の行動の対象とな
るのは朱褒の「人信」（使者派遣）以外にはないと指摘
する。この点は増村説と変わらず、筆者も同感であり、
「罷」の対象を日本の遣唐使派遣と理解する他説には、
従うことができない。……

しかし、朱褒が「發二人信」という行動を「罷めん
と欲す」と少しでも考えことがあるだろうか。朱褒の
使者派遣という行動に対し躊躇の念を抱くのはむしろ
日本であろう。そこで本稿では、「中瓘消息」が指すの
は「事理所至」までと解釈しつつ、石井氏の「事理」
の理解を取り入れたうえで、石井説と同様に「罷」の対
象を朱褒の「人信」と捉えながらも、その主語を朱褒で
はなく日本の朝廷と捉え、「やめる」ではなく「しりぞ
ける」の意味で解釈する増村氏の説を支持したい。
と述べ、「中瓘の書状によれば、（唐室への忠誠を果たそうと
いう朱褒の意志は）道理に叶っていて、（朱褒の使者派遣を）
断ろうにも断り切れない」と解釈する。

c 「事理所至・欲罷不能」

この部分については議論がある。石井はこの箇所を中瓘
の「録記」の内容と考え、「しかしながら中瓘の書状では、
朱褒の道理に基づく決意は固く、中止する気持ちはないよう
だ」と解す。これに対し渡邊は次のように述べる。

石井氏は、文脈上、この箇所の前後は全て朱褒に関する
話題を述べているため、ここでの「罷」の行動の対象とな
るのは朱褒の「人信」（使者派遣）以外にはないと指摘
する。この点は増村説と変わらず、筆者も同感であり、
「罷」の対象を日本の遣唐使派遣と理解する他説には、
従うことができない。……

両者とも「欲罷不能」を「牒」の文脈のみで解釈しようとしている。しかし、この「欲罷不能」には出典がある。『論語』子罕篇で、顔淵が孔子を称えた言葉にあり、それを踏まえて考えなければならない。

顔淵喟然歎曰、……夫子循循然善誘人。博我以文、約我以礼。欲罷不能、既竭吾才。

顔淵喟然として歎じて曰はく、……夫子循循然として善く人を誘ふ。我を博むるに文を以てし、我を約するに礼を以てす。罷めむと欲するも能はず、既に吾が才を竭くす。

「循循然」は「次序貌」（魏の何晏『論語集解』）で、順序だつていること。「約」は、集解所引の孔安国が「節約」といい、無駄を省く、引き締める、梁の皇侃『論語義疏』が「約束」で、一つに束ねると解釈している。そして「欲罷不能」は、

皇侃疏に「文博礼束、故我雖欲罷止而不能止也」（文もて禮も束ね、故に我罷み止めむと欲すと雖も而ども止むる能はざるなり）とある。つまり、孔子が「文」で私を広め、「礼」で引き締めて下さるのだ、だから止めようとしても止められないのだ、というのである。皇侃疏に「罷止」とあることから明らかのように、「罷」は「止」の意である。

このことは用例を確認しても同様である。後漢の陳琳「答東阿王牋」（『文選』卷四十）には、東阿王が示した「賦」を称える文脈で、「載懽載笑、欲罷不能」（載ち懽び載

ち笑ひ、罷めむと欲すれども能はず）とある。日本の例としても高丘五常「為在納言建立獎學院状」（作宅一区、在左京三条）（『本朝文粹』卷五・143）に「行平幸逢泰運、猥列崇班。愚心所企、欲罷不能」（行平幸に泰運に逢ひ、猥りに崇班に列す。愚心の企つる所、罷めむと欲するも能はず）とあるのは、「愚心」が企図することは、止めようとしても止められないという。道真の詩友、紀長谷雄の「法皇請停封戸書」（同卷七・181）に「手詔再び到り、不許所辞。驚而又悶、欲罷不能」（手詔再び到り、辞する所を許さず。驚きて又悶ふ、罷めむと欲するも能はず）は、封戸を辞することを許されず、「驚」き「悶」えて、止めようにも止められないという。

これらの例は、自分が、どうしてもそのような心情になる、そのような意志・意図になることを、止めようとしても止められない、の意であって、出典の『論語』を踏まえた用法である。

つまり「状」の「欲罷不能」を、他人（朱褒）の意図を退けようにも退けられないとは解釈できないのである。

このように「欲罷不能」をとらえれば、その主語が中瓘や朱褒とは考えにくい。ここは地の文であり、太政官側の意志ととらえるべきであろう。では、「牒」で「欲罷不能」とされる対象は何であろうか。中瓘書状、事理所至、欲罷不能」とある、「中瓘書状、事理所至」

を、先に掲げた通り、石井bは、「中瓘の書状では、朱褒の道理に基づく決意は固く」と解し、渡邊は「中瓘の書状によれば、（……朱褒の意志は）道理に叶つていて」と、いずれも、中瓘の書状に基づけば、朱褒の道理が叶つていると、「事理所至」の主語を朱褒の決意・意志と解釈している。しかし、両論の如く「中瓘の書状では」「中瓘の書状によれば」と解するのであれば、例えば「拠中瓘書状」とでもあるべきだろう。「牒」の構文に従えば、「事理所至」の主語は、そのまま「中瓘書状」と見るべきで、つまり、中瓘の書状は道理に適っている、と理解するのが自然である。中瓘の書状は何が道理に適つてているのか。「状」によれば、書状は、朱褒の遣唐使派遣を告げながらも、唐の凋弊を詳細に知らせ、遣唐使は停止すべきだと意見した内容と推測される。それが道理に適つているというのではない。とすれば、それを承けて「欲罷不能」とあるのだから、対象は遣唐使となるのではないか。

「牒」は、この前文に、朱褒の宿懐は「旧典」に鑑みれば難しいが、決して疑わないというのだから、朱褒の遣唐使派遣要求自体を否定しようとはいえない。「旧典」とは、君主が臣下とは外交を行わないという通念である。遡れば『礼記』郊特牲に「為人臣者無外交。不敢弔君也」（人臣為る者は外交無し。敢へて君に弔せざる也）に基づく。日本に於いても、承和七年十二月二十七日に、新羅の臣、張宝高が遣使して「方物」（地方の産物）を献上してきたが、「鎮西」から

「追却」した、と大宰府が言上した、その理由が「為人臣無境外之交也」（人臣為るもの境外の交無し）（『続日本後紀』）である。つまり、皇帝の臣下である朱褒とは外交を行なえないものである。しかしそれでも、朱褒の宿願を決して疑わないという。その後に「中瓘消息、事理所至、欲罷不能」とあり、さらに後文に、商人による朱褒の、天子に忠勤が愛されているという評判を記すのも、朱褒が忠臣であるという風聞を記すのは、遣唐使派遣への積極性を示していると考えられるよう。それだけ「牒」は、遣唐使派遣を前提にしているといえる。

「牒」には、このような遣唐使派遣への積極性が認められる。中瓘の書状が道理に適つていて、中瓘の遣唐使停止の意見には従うべきではあるとしても、遣唐使派遣の計画は止めようにも止められないというのがこの文脈であろう。太政官の立場としては、遣唐使派遣を実行に移したいのである。

d 「事之髣髴也」

石井、渡邊、また訓読を付す森公^{〔12〕}章らすべて、「髣髴也。」と句点で切つていて。しかし、ここは対句構成を見れば、以下のようになる。

事之髣髴也、雖得由緒於風聞、苟為人君者、孰不傾耳以悅之。

つまり、隔句対で構成されており、「事之髣髴也」で句切られるのではない。それならば、「事、髣髴也」となるだろう。

「之」で結ばれることで、「事」が「髣髴」とすること、とい

う意の文節として主題を提示する。「也」は強調の助辞。「事」は上文で述べられた、商人による朱褒の評判を指し、それが「髣髴」である理由が、「得由緒於風聞」である。朱褒の「由緒」を「風聞」に得るから、「事」は「髣髴」なのである。

石井は「事之髣髴」を「良く状況を思い浮かべることができ」と解すが、「髣髴」は、『楚辭』遠遊に「時髣髴以遙見兮」（時に髣髴として以て遙かに見ゆ）とある例が古く、はつきりせずほんやりとしてること。後漢の張衡「西京賦」（『文選』卷二）に「鄙生生乎三百之外、伝聞於未聞之者、曾髣髴其若夢、未一隅之能睹」（鄙生三百の外に生まれ、未だ聞かざる者を伝へ聞き、曾ち髣髴として其れ夢の若く、未だ一隅を睹る能はず）とあるのは、「髣髴」としていて夢のようだ、という。道真「分三感應」（『菅家文草』卷八）の「道之髣髴、若亡而又若存」（道の髣髴たる、亡きが若くして又存るが若し）は、「牒」と近似した構文だが、「道」が「髣髴」としているが、それは、ないようであり、またあるようでもある、とい

う。「牒」では、朱褒の事が「髣髴」であるのは、「由緒を風聞に得た」からだというのだから、「髣髴」は、先述の例の

ように、ほんやりと明確でないの意で考えるべきであろう。そのように明確ではないけれども、君子は耳を傾けて喜ぶというのである。

e 牒の概要

「牒」は、宇多の勅によって道真が太政官の立場で執筆した文章である。中瓘の書状を受け取り、中瓘の誠を称えることから始まるが、温州刺史朱褒が使者を日本へ派遣したもの、「旧典」に従つ限り、朱褒の宿願である遣唐使派遣は直接には受け入れがたい。しかし、決して朱褒を疑うことはない、ともいう。だから使者が来ても受け入れられないにしても、使者にその旨を弁明しようという後半に繋がる。

このように「牒」では、できる限り朱褒の宿願に沿う姿勢が示されている。だからこそ、中瓘の書状で詳細且つ論理を尽くして述べられた遣唐使停止の意見を退けるのである。止めようとしても止められないのだ。「中瓘の消息、事理至る所なるも、罷めむと欲すれども能はず」はそれを明確に主張している。そして、「商客」の言葉を記して、風聞ではあるものの、天子に忠勤を愛されている朱褒の存在を示す。これも、たとえ風聞であつたとしても、朱褒が天子に愛されていふということと、陪臣朱褒の背後に皇帝を意識して、朱褒の宿願=遣唐使派遣を受け入れたいという意思を表したのである。だからこそ「風聞」であつても、「人君」は耳を傾ける

べきなのである。しかし、朱褒が陪臣なので、直接の対応はできない。だからこの事情を朱褒の使者が来たら弁明しようという。遣唐使派遣は決定したものの、災厄がしきりと起ころ、準備が難しく派遣は延期される可能性がある。朱褒から派遣への疑念が呈されれば、その点を伝えるようにと、中瓘に命じるのである。

本「牒」は、太政官側の遣唐使に対する強い意思が窺われる。噂でしか聞かない朱褒の評判を特筆大書しているところなど、とにかく遣唐使派遣の理由を求めているかのようである。

おわりに

道真の二篇の文章について再検討を行った。中瓘書状の内容で、大唐の「凋弊」と「安和」の矛盾があるとされていたが、文体を検討することで解消することができた。また、解釈に議論があつた「欲罷不能」についても、出典を明らかにして読解することにより、具体的な理解が可能になつたであろう。このように解釈すると、「牒」には遣唐使派遣への積極性が強く認められることになる。

「牒」が出されて、ひと月後の八月二十二日、遣唐使が任命された。遣唐大使が道真、副使が紀長谷雄である。災厄も落ち着き、準備が整つたということであろう。しかし、それから二十日餘して、道真が遣唐使進止を再検討する状を提出

することになる。道真は遣唐使に任命されながら、遣唐使への積極性を示した「牒」を執筆しながら、遣唐使の再検討を促したのである。それは何故だろうか。この点については、冒頭に触れたように、道真の漢詩文を根拠に、道真が渡海に深い不安の念を持っていたからだとする説がある。次稿ではこれについて検討する。本論と同じく、漢詩文として正確に読み解くことによつて再検討を行い、道真が「状」を提出した心情を推測したいと思う。

注

(1) 鈴木靖民「遣唐使の停止に関する基礎的研究」(『古代対外関係史的研究』吉川弘文館・一九八五年、一九七五年初出)。

(2) 増村宏「遣唐使停廃の諸説—鈴木靖民氏の論説—」(『遣唐使の研究』同朋舎出版・一九八八年、一九七六年初出)。

(3) 「旅僧」かともされるが、通説のように、土地を旋ぐ僧と解しておくる。

(4) 底本「船」を『本朝文集』に従つて改める。この茶の実際については、本文の問題を含め議論があるが、増村「遣唐使の停止について」(鹿大史学21・一九七三年)が『本朝文集』に従い、茶に微量な龍脳がまぜられたものだと結論づけた。しかし、増村自身の「菅家文草の史料」がこれを否定し、「産地名に譌字があるのか、または俗字による品名と考察するより外はないであろう」とする。石井ひは、「冊府元龜」に「脳源茶」が見えることからこれに従うべきだとする。東野治之「遣唐使」(岩波新書、二〇〇七年)第4章「往来した品々」は、「冊府元龜」の他に「十

「國春秋」を引き、さらに敦煌文獻に舟偏を「月」のように書く例があり、舟偏とニクヅキが入れ替わって書かれる可能性を指摘し、「脳」と「船」は同字であった可能性を指摘する。これらに従つて校訂する。

二〇一〇年〔七〕遣唐使にあとに続くもの」も訓読文に「～と
を補い「表」の引用として理解している。

5) なおこの語の詳細は、拙稿「内宴の起源」「弘仁の遺美」か「太宗の日風か」⁵⁸（女子大国文二〇二六年）を参照。

(11) 高木諱元『空海と最澄の手紙』(法藏館・一九九九年) の番号による。

中和元年（元慶六・八八二）頃から大順元年（寛平二・八九〇）

〔引用本文〕

菅家文草一元禄十三年版本

本朝文粹・新日本古典文学

本朝文粹・新日本古典文学大系（岩波書店）

類聚目次一曰万三作冥錄 新言此祐目次万六(司川弘文館)

高野箱筆集—定本弘法大師全集（高野山大学密教文化研究所）

文選——中國古典文學叢書
(上海古籍出版社)

白氏文集—四部叢刊。花房英樹「総合作品年表」(『白氏文集の批判

『研究』(彙文堂書店)の作品番号を付した。

論語義疏——中國思想史資料叢刊
（中華書局）

その他は、四部叢刊、全唐文など通行の叢書

の仕事は、即ち著者自身の運営の仕事である。

引用本文中「」は書注を
二重線の下に記す。

本的に通行の字体を用いた。

(たきがわ・こうじ

のであり、日本側では、実態がどうであれ、その背後に唐皇帝の存在を意識するはずである」という見解が参考になろう。

(たきがわ・こうじ
京都女子大学教授)